平成２２年（フ）第２１６３号
神奈川県藤沢市辻堂元町２丁目10番45号
債務者　印牧　暁男
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野　高王
4　破産債権の届出期間　平成22年９月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年11月２日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９２号
静岡県藤枝市高柳１丁目21番43号
債務者　青島　金男
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本杉　隆利
4　破産債権の届出期間　平成22年９月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年11月２日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４２３号
静岡県藤枝市高柳１丁目21番43号
債務者　青島　文枝
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本杉　隆利
4　破産債権の届出期間　平成22年９月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年11月２日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０３７号
神奈川県綾瀬市大上１丁目28番34号
債務者　上保　宗敏
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角田　勝政
4　破産債権の届出期間　平成22年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年11月８日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０８２号
東京都多摩市諏訪２丁目３番地６―501
債務者　木内　利男
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　麻生　　光
4　破産債権の届出期間　平成22年９月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年11月10日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５６９号
栃木県宇都宮市東浦町８―11、住民票上の住所栃木県下野市石橋298番地６
債務者　粂川　浩司
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大川　容子
4　破産債権の届出期間　平成22年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年11月12日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４９６号
栃木県那須郡那須町大字高久甲471番地３
債務者　佐藤　哲雄
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　克行
4　破産債権の届出期間　平成22年９月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年11月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５６５号
栃木県那須郡那珂川町小川723番地
債務者　吉澤　通夫
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　真道
4　破産債権の届出期間　平成22年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年11月19日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５８０号
栃木県日光市森友1569番地３
債務者　大和田澄子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堂場加奈子
4　破産債権の届出期間　平成22年９月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年11月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１０２４号
埼玉県桶川市若宮１丁目８番27―104号
債務者　三村佳保里
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０３３号
埼玉県久喜市野久喜882番地７
債務者　堀田　正子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０３９号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地２街区30棟204号
債務者　渡辺　　真
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０４８号
埼玉県上尾市大字戸崎１番地24
債務者　三浦　恭子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１０４号
埼玉県幸手市東１丁目31番５号
債務者　松永　康夫
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８９号
千葉県佐倉市西志津３丁目18番４号　グレイシティ60―101号
債務者　坂本由香理
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１９２号
千葉県八街市文違301番地2778
債務者　佐々木智子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
千葉地方裁判所佐倉支部